平成３０年（フ）第３９７７号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目33―10―307
債務者　谷口　友実
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９８９号
東京都葛飾区東新小岩１丁目11―５―203
債務者　成田　房子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９９１号
東京都大田区東六郷１丁目16―17―103
債務者　高垣　保人
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０００号
東京都江東区亀戸５丁目27―23　篠田ハイツⅡ　102
債務者　高橋里梨子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０１５号
東京都荒川区南千住２丁目12―１
債務者　江ヶ崎弘之
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７号
茨城県日立市東多賀町３丁目４番10―203号、前住所茨城県ひたちなか市大字高野2387番地61
債務者　矢板真理子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月27日午前10時
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３９９９号
東京都江戸川区東葛西５丁目53―１　ＮＥＸＴ　Ⅳ105
債務者　堀内ノエミこと　ホリウチ　ノエミ　ベルナディノ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目３番１号
債務者　東江　　功
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３５号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目３番１号　２階右
債務者　東江　保治
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３６号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目３番１号　２階右
債務者　東江　千歳
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第４８号
沖縄県沖縄市仲宗根町12番７号　ウインズなかそねマンション703号室
債務者　米須　　清
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３９７号
東京都府中市寿町１丁目10番地の１府中マンション101
債務者　本丸由紀子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６３９号
東京都国立市北３丁目25番の１　１―302
債務者　内田　隆子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３２号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目10番13号
債務者　日比野辰朗
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２４５号
静岡県浜松市中区十軒町604番地の６
債務者　中本　純香
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係